

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業の延長について

令和2年(2020年)4月7日
城陽市教育委員会

首都圏並びに近隣府県に対し、緊急事態宣言が出され、感染拡大の懸念が一層高まっている中、本市及び周辺の市町におきましても感染者が発生している状況を鑑み、下記のとおり、臨時休業期間を延長しますので、何卒ご理解とご協力をお願いします。

なお、今後、お子様に関することでのご相談やご報告については、新学級担任まで遠慮なくご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業及び休園期間の延長について

(1) 休業期間を5月6日(水)まで延長します。

* 5月7日(木)・8日(金)は午前中授業とし、11日(月)から給食開始とします。

(2) 終期については、今後の状況に応じて延長することがあります。

2 登校日について

4月13日(月)を統一の登校日とします。以後の週は、登校日や家庭訪問日を設けません。なお、登校できない場合、欠席にはなりません。

3 小学校預かり教室について

(1) 子どもの居場所として4月17日(金)まで小学校預かり教室を継続します。

(2) 4月20日(月)以降は子どもの居場所確保に向けて現在調整中です。

4 部活動について

当面の間、活動は禁止とします。

5 休業期間中の連絡

今後状況の変化に伴い、急な期間の変更のあり得ることをご了承ください。

その際、学校のホームページに掲載しますので必ずご確認ください。また、登録されている方にはメール配信を行います。

6 留意事項

(1) 臨時休業の期間は、感染拡大を防ぐため、児童生徒の外出を控えてください。

(2) 家庭内でも「手洗い」「うがい」の励行、十分な睡眠と栄養摂取にご留意いただくなど、予防対策について指導をお願いします。

(3) 臨時休業の期間中に発熱等の症状があった場合は、学校へご連絡ください。